

会議録

令和4年6月9日(火) 場所 3階 第5研修室

会議名：第1回総務・経済常任委員会

出席委員：平野委員長、廣瀬副委員長、手塚委員、東出委員、吉田委員、安齋委員

新井田委員、相澤委員、竹田委員、又地委員

欠席委員：なし

会議時間 午前9時30分～午後12時46分

事務局 片桐、福田

開会

1. 委員長挨拶

平野委員長 これより第1回総務・経済常任委員会を開会いたします。

出席委員は10名で、委員会条例第14条の規定による委員定足数に達しておりますので、会議は成立いたします。

早速、次第に沿い進めていきたいと思いますが、一応きょうのスケジュールですけれども、調査項目が3点、プラス次第にその他まで6件記載で、スムーズにいくともしかして昼頃あるいは昼ちょっと過ぎても終われるかもしれませんが、協議が調査が長引けば11時くらいに判断して、昼食休憩を取るという方向にしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

2. 調査事項

<まちづくり未来課>

◆新型コロナウイルス感染症対策事業について

平野委員長 早速、調査に入りたいと思います。

それでは、配付の資料を次第のとおり、まずはまちづくり未来課の新型コロナウイルス感染症対策事業についてでございます。

それでは、田畑課長から早速説明をお願いいたします。

田畑まちづくり未来課長 皆さん、おはようございます。まちづくり未来課の田畑です。よろしく願いいたします。

私のほうから、新型コロナウイルス感染症対策事業について、説明をさせていただきます。

資料の1ページをお開きください。

新型コロナウイルス対応地方創生臨時交付金の活用状況について、説明いたします。

まず1の配分額についてですが、1はこのうちのNo.1につきましては、国が令和3年度から令和4年度に繰り越したコロナ交付金の地方単独分 7,487万3,000円となります。

2.No.2が令和4年度に新たに配分された交付金で、コロナ禍における原油高騰、物価高騰対応分として、4,687万4,000円となっております。

令和4年度の交付金の総額は、合計で1億2,174万7,000円となります。

続きまして、2の充当事業について説明をいたします。

2ページをお開き願います。

こちらNo.1公共料金収納対策事業につきましては、町が徴収をする公共料金の納付場所にコンビニ等を追加し、納付場所を拡大することによる密集回避、及びスマートフォン等による電子マネー決済を導入することにより対面接触機会を減少させることで、新型コロナウイルス感染症の感染リスクの低減を図るものです。

対象となる公共料金は、介護保険料、後期高齢者医療保険料、上下水道料、下水道の受益者負担金、学童保育利用者負担金、町営住宅使用料、こちらは駐車場使用料、共同電気料を含むものです。

事業費の内訳は記載のとおりとなっており、総額で1,009万9,000円となります。

3ページをお開き願います。

介護・後期の特別会計及び簡易水道事業会計で歳入・歳出を補正しまして、一般会計からそれぞれの会計に係る繰出金及び負担金を補正します。

また、学童保育利用者負担金及び町営住宅使用料につきましては、それぞれ事業費を一般会計で補正をするものです。

なお、事業の財源となります新型コロナ交付金につきましては、前年度と同様各事業費の8割相当分を充当することとしており、この事業に充当する交付金は790万円となっております。

4ページをお開き願います。

こちらNo.2産業会館マイクシステム更新事業につきましては、コロナ禍での会議等において、マイクの共有や大声による飛沫等の感染拡大を防止するため、無線マイクシステムを更新するものです。

事業の内訳は、赤外線会議ユニット15台のほか、記載のとおりとなっております。

5ページには、マイクシステムの概略図を添付しておりますので、ご参照願います。

こちら事業費につきましては461万円で、コロナ交付金は360万円を充当することとしております。

6ページをお開き願います。

No.3安行苑環境整備事業につきましては、安行苑入口のドアを自動ドアに改修することによる接触の減少、及び複数人の参列者が一定時間待機をするロビー、和室、収骨室に換気機能付きエアコンを設置することで、新型コロナウイルスの感染拡大を防止するものです。

7ページには、整備箇所を平面図に記載をしておりますので、こちらもご参照願います。

事業費につきましては、ドアの改修で534万円、換気機能付きエアコン設置で330万円、総額は864万円となります。

事業費のうち、知内町負担が427万6,000円、コロナ交付金は360万円を充当することとしております。

8ページをお開き願います。

こちらNo.4学校施設環境整備事業につきましては、新型コロナウイルスの感染経路の一つであるトイレを流す時に発生する飛沫を防止するため、小・中学校の和式トイレを洋

式トイレに改修及び新設するものです。

なお、改修には既存の洋式トイレに密閉型のフタを設置する等の改修を含んでおります。事業費の内訳は記載のとおり、小学校が2,125万円、中学校が740万円となっております。

新型コロナ交付金は小・中学校あわせて、2,290万円を充当することとしております。

9ページをお開き願います。

こちらN o.5 木古内エール商品券第5弾事業につきましては、コロナ禍における物価高騰等への国の対策を踏まえ、町民生活や地域経済への影響を軽減するため、木古内エール商品券を発行するものです。

事業の概要は記載のとおりで、6月1日時点で木古内町に住民登録のある町民1人あたり1万円の商品券を発行し、使用期間は8月1日から10月31日までとなっております。

事業費は4,086万5,000円で、コロナ交付金は3,260万円を充当することとしております。

10ページをお開き願います。

N o.6 木古内エール・トラベルクーポン第3弾事業については、コロナ禍における往来自粛等の規制が緩和される中、落ち込んだ観光客の誘客を促進するため、町内の宿泊施設を利用した宿泊客に対し、町内で使用できるクーポン券を発行し、地域経済の活性化を図るものです。

クーポン券は、1,000円券3枚を1セットとし、1,500セットを配布します。

使用期間は、8月1日から翌年2月28日までとなっております。

事業費は492万円で、コロナ交付金は390万円を充当することとしております。

1ページにお戻り願います。

こちらの2. 充当事業に係ります新型コロナ交付金のうち、N o.1から4までは地方単独分を3,780万円、N o.5・N o.6は物価高騰分3,650万円、合計で7,430万円の補正を6月定例会において上程する予定となっております。

また、配分額から充当予定額を差し引いた残額は4,744万7,000円となっておりますが、こちらは6月定例会以後に補正をする新型コロナウイルスに関する事業費に充当することとしております。

説明は、以上となります。ご審議をよろしくお願いいたします。

平野委員長 説明が終わりましたが、いまの説明のとおり、あるいは資料を見てご存じだと思いますが、全て6月定例会で出される事業でございます。

その中、コロナの臨時交付金を使って過去にやった同類の事業もありますし、工夫をされて新たにこの交付金を活用して出てきた事業もあります。内容や予算の賛否は置いておいて、この場では詳細につきましては、確認したいことがあれば質問をお受けしたいと思っております。

吉田委員。

吉田委員 委員長のほうから確認したいことっていうことがありましたので、あえて確認をいたします。

赤外線マイクシステムの内容、4ページの更新事業、これいま概要図を見ると中身についての更新はいいんですが、既存のスピーカーありますよね。これたぶん2種類なんだろう

うなと思うんですけども、これっていつに設置されたものなのか。だいたいどのぐらいの年数経っているのかちょっと確認をしたいと。正直言えばこれも全部取り替えたほうがいいんじゃないかなとは思うんだけども、そこら辺の考え方をちょっとお伺いをいたします。

平野委員長 田畑課長。

田畑まちづくり未来課長 吉田委員のお尋ねでございますが、スピーカーにつきましては申し訳ありませんが、年数についてはこちらのほうで確認が取れておりません。ただ、スピーカーにつきましては、こちら建設水道課のほうで確認をして、使用はできるということで確認はしていますので、既存スピーカーはそのまま使用しまして、マイクシステムですとかそういったユニット部分を更新をするということにしております。

平野委員長 吉田委員。

吉田委員 いま、現状は使用できると。ただ、年数が経っているとどういう状態で壊れるっていうのがわからない。だから、正直言えばこういうのは一緒に新しいスピーカーに変えるべきなのかなって。年数10年かそこらだったらいいんですけども、20年も30年も40年も経っているのであれば、もう私は変えるべきかなって感じはもっていますので、一応そこまでです。

平野委員長 田畑課長。

田畑まちづくり未来課長 吉田委員のこちらご意見を踏まえまして、スピーカーの年数ですとかあと耐用年数、そちらのほうを確認しまして、こちらのほうの更新もするかどうか検討させていただきたいと思います。

平野委員長 ほかに質疑をお受けします。

新井田委員。

新井田委員 おはようございます。

いま説明縷々いただきましたけれども、ちょっと6点の中の二つほどについて思ったことについて、確認をしたいと思います。

コロナウイルス感染対策に関しては説明のとおり、過去に相当な計画体制でやってこられた大変良いことだということで、いまいま認識していますけれども、ただ今回おそらくテクニックっていう部分も一つあるのかなとは思うんだけども、2と3。いま同僚委員からもありましたけれども、産業会館のマイクシステムの更新とそれと3番目の安行苑の環境整備事業ということで、2点載っているんですけども、個人的な見解から見るとコロナっていうよりもなんかその辺がちょっとピンとこないんだよね。説明付けでは飛散防止だとかどうだこうだっていうような状況で、説明の趣旨を載っているんですけども、どうなんだろうっていう気がするんです。そして、安行苑に関しても出入り口の改修工事に関しては、前々からお話あって今回こういう形で対応してくれるんだということなんでしようけれども、この辺がはたしてコロナっていう観念の中で、そういう事業を展開するっていうのはちょっと気になるんですよね。はたしてコロナなんだろうかと。事業の所管の部分でいけば、ちょっと違うんじゃないかなってっていうような気が私は個人的にはしたんです。

本来、やはり困った部分だとかいままでやったクーポン券だとか困ったことに対しての使い方、相当町民の皆さんは助かった部分も当然あるだろうし、そういうことで今回もそういう形であるべきなのかなというふうになんかちょっと感じたものですから、この2点に関

して。趣旨は載っているけれども、いまの思いに対しても答弁をいただきたいんですけれども。

平野委員長 副町長。

羽沢副町長 ただいまの新井田委員の質問にお答えいたします。

この臨時交付金の活用ですけれども、これにつきましては委員おっしゃるとおり、生活支援ですとか経済支援という面で、商品券ですとかトラベルクーポンを事業を展開していておりますし、この2番・3番はあくまでも感染拡大防止という観点から、この交付金を活用して事業を行っていくということですので、それぞれコロナなんだろうかというかコロナのあくまでも感染症の対策対応の一つとして、経済ですとか生活支援、そして感染拡大防止、それらの部分で事業を行っているということでご理解いただければと思います。

以上でございます。

平野委員長 廣瀬副委員長。

廣瀬副委員長 皆さん、おはようございます。

私から1点、2ページの公共料金収納対策事業の中で、コンビニ収納ってということなんですけれども、町民にとっては利便性も高まっていいのかなと思っております。

そこで1点確認したいんですけれども、コンビニ収納した場合の収納手数料、こちら町民のかたはかからないと思うんですけれども、こちら発行側でかかるところなのかなとちょっと認識しているところで、そこがかかるかからないっていうのと、かかる場合に1件あたりいくらかと。また、予想する収納手数料の経費というのは、見込みってというのは、立てていましたでしょうか。

平野委員長 田畑課長。

田畑まちづくり未来課長 廣瀬副委員長のお尋ねであります。こちらのコンビニ納付の手数料につきましては、1件あたり67円発生をしますところ。なお、こちらの公共料金に対します納付の対象者につきましては、現在、納付書を発行し、金融機関や役場窓口等でお支払いをしているかたが対象となりますが、その件数につきましては、合計でそれぞれ納期もありますので、1件・何件というふうにお伝えすると約8,000件ほどあるかと推計をしております。1件あたり67円となりますので、この部分が全てコンビニ等で支払ったとすると54万円程度の手数料が発生するかというふうには推計をしております。以上です。

(「関連」と呼ぶ声あり)

平野委員長 東出委員。

東出委員 いま廣瀬副委員長の答弁をいただいたんですけれども、ただその中で一つあれするのは、支払い納期を過ぎてしまった場合がありますよね。だから、そういう時にはまずどうするのかということ、その辺は研究されているかな。

それからもう1点、ここをこう見ますと全部そうなんだけれども、ほとんどが1,000万の所要額の中の委託料なんです。かかっている経費は、この委託料というのは、どうしてもこれ自分らでできなくてこれだけのものの委託料が発生しているのかどうなのか。

また、委託料のある意味では何らかのものを改修しなきゃならないとか何とかあって、この金額が計上されているのか、そこだけはちょっと教えていただけますか。

それと関連のほかにはですけれども、もう1点は1ページ、コロナ交付金の残金が4,750万くらい残って、先ほどの課長の説明では6月の定例会以降だと。であれば、どんな感じ

のもので定例会以降を考えているのか、この辺ちょっとお聞かせいただきたいと思います。

平野委員長 田畑課長。

田畑まちづくり未来課長 東出委員のお尋ねであります。こちらまず納期を過ぎた場合の支払いにつきましては、それぞれの料金で納期がどの程度過ぎるかによって延滞金が発生する場合がありますので、そういった場合は改めて納付書を発行してお支払いいただくのですとか、そういった対応が必要になるかというふうに思っています。こちらにつきましては、もう既に町税のほうでコンビニ収納を取り組んでおりますので、そちらに沿った形で納付するというのでこちら考えております。

また、委託料につきましては、こちらコンビニ収納をはじめの際に、まず納付書にコンビニ収納ですとかできるバーコードを印字する必要があります。また、納付書のレイアウトにつきましても、コンビニ収納に対応したものに変える必要がありますので、そういった部分の改修につきましては、やはりそれぞれの各システムの運営事業者でなければできないというところで、そちらの委託料となっております。

平野委員長 副町長。

羽沢副町長 3点目の4,700万交付金充当していない、今後どのような事業を展開していくのかという部分でございますけれども、いま現在、様々な業界ですとかそれぞれ声をまず聞いて歩かなければいけないという状況だと思っております、それを実際に一次産業ですとかしっかりと数件ですけれども、いま現在まずは現在進行形で行っていると。

その中でも特に先日報道にもありました肥料の高騰ですとか、いま軽油ですか、軽油も相当上がっているという声を聞いておりますので、それらも踏まえて今後、当然ながら国・道もその辺の対応策というのは出てくると思っておりますので、その辺を注視しながら町としてどのような取り組みをしていかなければならないということを今後検討しながら、そして提案していきたいというふうに考えております。以上でございます。

平野委員長 東出委員。

東出委員 先ほどの納付書の関係は、だいたい概ね納得しました。ただ、いま副町長も言った4,700万で足りるのかどうなのかこれまだわからないし、国もこれにプラスアルファして臨時交付金出してくれればそれに越したことはないんだけど、実際我々も耳にしているし、また新聞報道いろんなことで副町長のほうからも話あったように、農家のほうも肥料が78.5%、約倍ですよ。2,000円で買っていた肥料が4,000円近くになると、一例ですけれども。そういうような状況もあるし、やはり春早々から電気料金その他いろんなものがもう値上がりしているという状況なので、この辺についてはやはり説明にもあったけれども、行政の皆さんが足を使って、いろいろな関係の人とお話をした中で、その中からどれだけ対応できるかそれはわからないけれども、その辺はできれば本当に早急に、そして一銭でも多く国のほうからももらえるような方法も考えながら、これは慎重にそして且つ早急に滞りのないような対応をこれは私は議会として行政のほうにお願いしたいなというふうに私個人的にもいまの現状からいけば、そして裏を返せば農でも漁でもそうなんだけれども、このコロナでもって生産物の価格が下がっていつているんですよ。出荷物が値段下がっていつているんですよ。だから逆、もう反比例しているんですよ。どんどんどんどん資材は上がっていく、取れたものはどんどんどんどん下がっていくというふうなこういう状況下を十分念頭に入れた中で、対応していただきたいとこれは私のほうから強く

要望しておきます。

平野委員長 ほか。

竹田委員。

竹田委員 公共料金の関係で、趣旨・目的は理解はするものの、システム改修に例えば水道事業でシステムを改修するのに300万円投資しなきゃならない。その費用対効果というか、確かにコロナの交付金8割充当できるからいいんだってという一般財源の持ち出しが少ないからいいんだってということではなくて、例えばシステムの改修で水道料金のシステム改修で300万投資。その300万をかけて水道料金をどれだけ例えばコンビニなりであれするっていう見込んでいるのか、やはりその辺がこんなに投資してはたして町民サイドからすれば、コンビニでも支払いできるっていうことで便利にはなるだろうけれども、ちょっとやはりその辺の財源の振り分けっていうかそういうことからすれば、はたしてどうなのかなど。その辺の費用対効果のこの本会議までに、そのわかるようなこれだけ投資してもこれだけこうですよっていうなんかそういう資料を要求して、特に答弁は求めませんけれども、本会議でやはりそういう資料をそれによってはたしてこれどうなんだって部分がやはり出てくるものですから、一つよろしくをお願いします。

平野委員長 町民のサービスの観点からいくことであって、費用対効果って数字って出るものですか。

暫時、休憩をいたします。

休憩 午前 9 時 58 分

再開 午前 10 時 09 分

平野委員長 休憩を解き、会議を再開いたします。

ほか休憩中にある程度出されたようですので、よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

平野委員長 私も皆さんの意見聞いて、やはり今回のコロナウイルスの交付金を活用し、町としては本来使うべきだった修繕費を上手く活用されて、新井田委員が先ほど言うようにテクニックが使われているなど。そこは、一町民としては財源確保の観点からいくと、良い仕事という言葉の反面、やはり東出委員から農業者の心配だったり、それ以外の漁業者、商業者にもこれまでも様々な事業で取り組んでいただきましたが、それで十分なのかどうなのか、もっともっとこれから支援していかなければならない部分を精査していただいて、私は当初から言っているとおり、残額の4,700万にこだわることなく、支援が必要であればそれを超えて支援策を考えていただきたいと本会議でも言いますけれども、一応最後に申し添えておきます。

以上で、まちづくり未来課の調査を終えたいと思います。

お疲れ様でした。

暫時、休憩をいたします。

休憩 午前 10 時 10 分

再開 午前 10 時 15 分

＜町民課＞

◆永盛保育園園舎解体費補助について

平野委員長 それでは、休憩を解き、会議を再開いたします。

次第ではまちづくり未来課の次、保健福祉課にしていたんですけれども、先に来られていた関係上、町民課の調査を先に進めたいと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、永盛保育園園舎解体費補助について資料出ておりますので、早速説明をお願いいたします。

阿部課長。

阿部町民課長 それでは私のほうから、経緯と趣旨と目的についてご説明いたします。

記載のとおり、令和4年3月31日をもって閉園となった永盛保育園についてでございます。

54年間、経営主体である社会福祉法人願応会が、保育を必要とする家庭の支援をはじめとして、子ども達の健やかな成長のため、いままでご尽力されてきております。

初代の園長であります越智信昭さんをはじめ、前園長でありました妻の妙子さん、そして最後には友昭さんが園長として受け継がれてございます。

このたびの補助事業については、閉園にあたっての解体工事にかかる法人の負担を軽減するため、費用の2分の1を補助金として交付するものです。

概要については以上でございますが、これより事業の中身、2番から概要について吉田主査よりご説明いたしますので、よろしく願いいたします。

平野委員長 吉田（匠）主査。

吉田（匠）主査 町民課住民グループ吉田です。よろしく願いいたします。

私のほうから、永盛保育園園舎解体費補助事業の概要について、説明させていただきます。

社会福祉法人願応会が運営してございました永盛保育園は、令和4年3月31日をもって閉園しております。

法人より園舎解体費用の2分の1負担について要望がありましたので、社会福祉法人の助成に関する条例に基づき補助金を交付するものです。

園舎については、50年以上が経過しており、老朽化が激しく後利用できる建物でないため、法人の意向で解体することとなっております。

永盛保育園の運営状況につきましては、収入不足が続いており、不足分を個人からの寄附金でまかなっており、解体費用の捻出も厳しい状況となっております。

事業費については、解体費見積金額が1,067万円となっており、その額の2分の1である533万5,000円を補助金として交付を予定しております。

事業の期間につきましては、令和4年7月から8月を予定しております。

説明は、以上でございます。

平野委員長 それでは、質疑をお受けします。

東出委員。

東出委員 いま条例見ているんだけど、これ第1条から第5条まであるんだけど、いいですか。どの何条に基づいて、きょうこの提案をしているのかな。この条例からいくと、1番目は趣旨ですよね。それから、助成の範囲ってあるんですよ。ただその中で、こ

これは資金を貸し付けをしたり、財産を譲渡し若しくは貸し付けることができるという助成の範囲ですよ。申請手続きはこれは別としながらも、この条例からいくと解体っていうのは上がっていない。だから、その辺どういう見解であなた達いま提案してきたのかな。

それから次、寄附をするということなんだけれども、寄附のまず土地とそれから図面、土地何坪なのか。いまこれやっちゃうと定例会でやることなくなっちゃうんだけれども。

その土地の利用価値、本当にあるのかどうなのか。そして、町は受ける気なのか。

それともう一つは、木古内保育園も解体して認定子ども園になった。その時と時を同時にして、できなかったの。これは、相手方とどんな話をされてきたのかなっていうふうに私ちょっと疑問に思うんだけれども、これ以上やっちゃうとあれなんだけれども。ですけども、もう一度言います。社会福祉法人の助成に関する条例というところの第何条を使って、この予算提案しているのかな。

(「関連」と呼ぶ声あり)

平野委員長 又地委員。

又地委員 解体費が1,067万って出てあるんですよ。これは、役場のほうで試算したのか。あるいは、法人のほうで願応会のほうであれしたのか。それも教えてください。そのためには先ほど同僚委員が言った平米数がいくらだとか、そうすると仮に1㎡あたりいくらかとかという金額が出る。その辺も教えてください。

平野委員長 関連質問もあわせた答弁をお願いします。

阿部課長。

阿部町民課長 まず、いま図面を先に追加資料として配らせていただきたいと思いますので、図面を配付してよろしいでしょうか。

平野委員長 図面を配付をお許しし、その後、その図面に基づいた説明でしょうか。

暫時、休憩をいたします。

休憩 午前10時23分

再開 午前10時23分

平野委員長 休憩を解き、会議を再開いたします。

阿部課長。

阿部町民課長 まず、条例に基づきというあたりで、どこが助成の根拠ですかというあたりですが、第2条にあります「町長が必要と認める時は、木古内町内において事業を行う社会福祉法人に対し、予算の範囲内において補助金を交付し」ということで、ここまでの文章で、補助金を交付できるというふうに解釈してございます。

まずは、条例については、1点目以上です。

あと現況写真で、位置図と現況写真を付けさせていただいております。

ここで建物については、赤く記しておりますが、築年数は51年ということで、面積とすれば541.89㎡ということが建物の面積となっております。

利用価値につきましては、建設水道課とも協議しておりまして、冬期間の雪の堆積場ということで、建設水道課でも必要ということを判断してございます。

あと、認定子ども園と同時にこの事業が解体ができなかったかというあたりも言われて

おりますが、3月31日をもって閉園ということですので、3月31日以降に法人の解散の手続きがそこからはじまることになりまして、その3月31日時点で解体を進めるということをもまず基本的にできないということで、法人の解散が整って土地を残余財産を帰属するべきところに帰属しなければならないということとなっておりますので、それが整い次第ということで、今回のタイミングとなったものでございます。

あと、解体費についてのご質問です。

1,067万というのが町のほうで試算したのですかというご質問かと思えます。

これについては、法人のほうで3者に見積もり依頼をして、その中の最低金額のところを法人のほうで出していただいております。よって、法人のほうからの3者見積もりの結果というようなものでございます。以上でございます。

平野委員長 東出委員。

東出委員 条例からいくとあなた達なんでもかんでも「町長が別に定める」そこに行き着くんだ。じゃあそこまでの間に先ほど3月31日まで永盛保育園が事実上あって、4月1日から願応会ですかその中からでいろいろとその人達で協議してきたんだろうと思うけれども、ただ当然閉園するということはあなた達はつきりわかっていたでしょう、永盛保育園は、認定こども園にした時点では。だから、じゃあその議論っていうのは4月1日以降、議論をしていたの。そうじゃないでしょう。事前にもういろいろな打合せをあなた達はしていたと思う。だから私は、どっちにしたってある意味では、永盛さんとの間でのこういう話は私は4月1日以降じゃなくて、事前とその話はされていたでしょう。どうなのその辺は担当課として。

それと、やはりこだわるのは私、なにも予算に対してどうのこうのじゃないんだよ。条例の中で第5条の「町長が定める」とあるんだけど、そこに固執していいものなの。

それとあとは本会議なんだけど、ただもう一つ、建物を撤去したあとに跡地利用の中では、雪の堆積場となっているんだけど、どこからどうやってあそこに雪をもっていくの。おかしんじゃない。ということは、もう町ではその土地を全面的に受けるといことなんですか。解体したあとは、寄附を受けるといことなの。どうなんですか、その辺は。

平野委員長 副町長。

羽沢副町長 2点です。まずは、4月以前に町のほうと協議していたのではというご質問ですけれども、これにつきましては法人側から4月以前に町のほうに相談には来ておりませんので、あくまでも4月以降法人側と協議をしてきて、このような提案をさせていただきたいということで、ご理解いただきたいと思えます。

また、この土地ですけれども、ここは横にグラウンドとの間の小さな道路と言うんですか、冬期間はいま課長が言ったように雪を押しここにやりますけれども、実際は建物を壊して整地されますので、町で寄附を受ける前提としていろいろ条件付けているんですけれども、道路に付いているんですとか活用できるというところで、町としてはここは有効な活用ができるということで、まずは法人から寄贈を受けるといこと、そこもそのような形で話を進めているということでございます。雪がなければ運動会があった時の駐車場としても利用できるのかもわかりませんが、様々な方法で活用ができるというふうには考えております。以上です。

平野委員長 私もこの保育園には大変お世話になりましたし、冒頭課長が言うように、50数年間保育所として町に貢献していただいたっていう思いはあります。しかしながら、この条例に基づいてっていう先ほど東出委員から説明があるとおり、阿部課長読み上げましたけれども、これ「予算の範囲内において補助金を交付し」、その前に「事業を行う」という言葉もあるんです。これは、私読み解くととにかく事業をやられる時に補助するっていう解釈になると思うんですよ。今回の場合は、止めて解体してなくしちゃう、これをはたして事業と呼ぶのかというところには疑問符付きますよね。じゃあ事業じゃないよねとなった時にこの5条に飛んで、結局「必要な事項は町長が別に定める」。言っちゃえばこれにあてはめると、なんでも取り組めるんです。ということは、条例の文章を超えて町長が特例で認めるっていうことに解釈されると思うんですよ。この2条だけの説明で成り立つと思います、この補助が。阿部課長の最初の説明のとおり、どうですか、阿部課長。

阿部町民課長 いま言われた5条の「町長が定める」というのはあるんですけども、その前に法人は3月31日で永盛保育園は閉園したものの、法人はまだ実際は解散する手続きで、事業はまだ続いているんですよ。解散してはじめて事業は廃止ということになりますので、いま解散までは解散登記ですとか全て事業、永盛保育園は終わりましたが法人としてはまだ解散できていないというような状況でございます。

平野委員長 解体をするのも事業の一つだっていう解釈をしるということですか。町の説明はいま聞いてのとおりですね。よろしいですか。

又地委員。

又地委員 これ資料をもらいました。その中で、541.89、542㎡くらいなんだね。これは、建物なのかな。それとも土地のあれなのかな。例えば建物だとすれば、割り算するとだいたい180坪くらいだ。ちょっと欠けるけれども、170何坪くらいかな。例えば180坪と仮に仮定して、役場のほうで町のほうでこの1,000いくらっていう金額が妥当なのかどうかって判断。私は、坪あたり町場であれするとだいたい3万円だよ、3万円くらいだと思っています。180坪だと540万だ。そうしたら半分だ、これの、おおよそ。だから、その辺は相手任せでなく、例えばこの平米数であればいくらでやってくれるだろうと。ましてお金がないという中で、壊すわけだ。そうしたら、町のほうで少しリーダーシップを取って、相手任せにしないほうがいいんじゃないのかな。私は決してお金を出すのがだめだと言っているんじゃない。1,000いくらっていうのが随分高いなと私思うんだ、商売柄。そう思います。だから、例えば見積もりをもらったと、ここで願応会で。そうしたら、その見積書をちゃんと見てみたのかな。もしそういう資料があったら出してくれればいいでしょう。

よその業者にそこばかりじゃない。例えばこれは檀家さんなのかそういうところがあるのか、あるいは町外業者でもこの中央通がかかるので、町外業者に解体してもらっているところもある。そうするとやはり安いほうがいいわけです、願応会も。と思うんです。

そういうことを考えたらもう少し精査してみる必要があるのではないのかな。ただ、50年以上も子ども達を預かってくれて、大変感謝していると思うんだ町民も。だから、そういう部分も人情的な部分もこれありだと思うので、だからせつかくそういうお世話にもなったしという気持ちがあるのであれば、願応会も少なくともいいわけでしょう。自腹切るのが530何万あるわけだから。

それともう一つ、更地の部分にちょっとあれするかな。寄附する意向であるといま同僚

委員からあって、それは受けるのかな。そうしたら、この更地にした時の土地の広さがいくらかになるのかという部分と、更地にした場合の評価額が土地の価値がいくらあるのかということもちゃんと調べて。そうすると、町民感情としてこうやって出してやったけれども、寄附してもらおうと。そうすると、この土地の評価額というのはこのくらいあると。そうすると、町民理解も得られる要素になると思うんです、私は。だから、現課のほうでそのあたりももう少し精査する中で、これ 6 月定例に出てくるんだ。それまでとすれば時間ないね、精査してもらって。その辺ちょっとクエスチョンマークが付くんじゃないかなと思います。答弁できる部分は、答弁をください。

平野委員長 副町長。

羽沢副町長 まず、見積もりを皆さんに提示というお話ですが、これはあくまでも社会福祉法人願応会が徴したものでございますので、これはちょっと皆様方に配付するというのはできないので、そこはご容赦ください。

金額の妥当性というところですけれども、確かに議長おっしゃるとおり、町としてじゃあこれ解体したらどのくらいという積算等をしておりません。あくまでも願応会が 3 者からの見積もりをいただいた中で一番低い金額ですということで、うちは嘆願書を受けた中で、支援していきたいという考えをもったところなんですけれども、そこを時間はないかもしれませんが、できる限り精査して感覚的に議長は高いとおっしゃいますけれども、そこがどうかというところをしっかりと見定めていきたいというふうに思っております。

また、土地の評価額につきましては、これはいま現在も社会福祉法人は非課税でございますので、ここの固定資産税がかかっておりませんので、周りの宅地の課税状況を踏まえて、寄贈される面積でこのくらいの金額になりますというものをそこは算定できますので、しっかりと本会議までにお示ししていきたいというふうに考えております。以上でございます。

平野委員長 東出委員。

東出委員 やはり私この条例にこだわるんだけれども、第 3 条の申請手続きってあるでしょう。そこには、申請書に「次の各号に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない」。それで、(1) から (4) まであるんだけれども、(2) と (3) は別として、(1) 理由書あるんだ。この扱いは、まず相手方から理由書として上がってきているのかどうなのか。

それと、(4) の町長が必要と認める書類を出さなきゃならないんだけれども、そういう手続きはどうなっていますか。

平野委員長 副町長。

羽沢副町長 まずは、町として法人に対して支援をします補助しますという考えは、このもった中で言葉は悪いかもしれませんが、社会福祉法人に対してだけの助成という条例がありましたので、この条例に基づいて進めましょうかという内容になったんですけれども、町としてはこの条例がなくても法人に対して補助するという考えをもっておりますので、ぜひここにこだわらず議論をしていただきたいというふうにも思うんですが、ただ、いまおっしゃるとおり理由書の部分。これは、法人のほうから嘆願書という形で、町長のほうに理事長がいらっしゃいまして、受け取ってはおります。イコール理由書にはなろうかと思うんですけれども、今後、予算が可決されたのちにはしっかりと申請のほうを現状の法人の財産がじゃあどのくらいあるのか、現時点ではしっかりと精算できていませんけれども、

あくまでもこの程度になりそうだという予定の部分では、数字は押さえておりますけれども、今後しっかり流動資産なり現金預貯金がしっかり確定したものをいただいた中で精算、また整理した中で、うちのほうは補助していきたいというふうに思っております。以上です。

平野委員長 いま副町長おっしゃったように、町はもう補助したいとこれまでの功績を考えるとってというのが全てだと思います。ですので、やはり私もこの条例の中の「事業を行う」ということをやはりどうしても引っかかって、そこをもう取っ払って町はこの条例にあてはめるのであれば5条でもいいですし、とにかく町は援助するっていう意思をしっかりと出すのと同時に、やはり先ほど議長言われたような適正な価格なのかっていうのをもう少し精査した中で、本会議に臨んでいただきたいなと思いますので、よろしく願いいたします。

以上で、質問を打ち切りたいと思いますがよろしいですか。本会議の中できょうと同類の質問でももちろんいいですし、お出してください。

又地委員。

又地委員 例えば精査する中で、今回の予算にもってこれるのか。だけれども、やる以上はガリッと資料だとか、いまいろいろ質問あったけれども、それらの部分をちゃんとクリアしたものを出してくれないと困る。これ出して廃案になったらとんでもないことになる。

平野委員長 以上をもちまして、町民課の調査を終えたいと思います。

お疲れ様でした。

次の保健福祉課に入る前に、若干の休憩時間を取りますので、45分までを目処といたします。休憩いたします。

休憩 午前10時44分

再開 午前10時53分

<保健福祉課>

◆小規模多機能型居宅介護施設「さくら」の運営状況について

平野委員長 休憩を解き、会議を再開いたします。

続きまして、次第の順序ずれましたが、保健福祉課小規模多機能型居宅介護施設「さくら」の運営状況について、こちらも資料がございますので、早速説明をしていただきたいと思います。

吉田（宏）課長。

吉田（宏）保健福祉課長 私のほうから小規模多機能型居宅介護施設「さくら」運営状況について、ご説明をさせていただきます。

資料の1ページのほうをお開き願います。

まず一つ目として、施設の概要ということで改めまして、指定管理者が株式会社杉の木ケアサービス、運営開始が昨年4月1日、登録定員が29名で、利用定員が1日あたり通所15人、宿泊9人となっております。

二つ目の業務の実施状況ということで、こちらは指定管理者から提出されました令和 3 年度の事業報告書の内容となっております。

まず一つ目として、介護サービスの実施については、要介護認定調査・要介護度、本人やご家族の希望などに基づいて介護計画を作成し、利用者様個人個人にあった介護サービスを実施。事業にあたっては、地域の老人福祉施設や医療機関、地域包括支援センター、居宅介護支援事業所、ご家族や関係者の連携を図りながら事業を行ったということです。

二つ目の運営推進会議です。

介護サービス事業の透明性を図り、また地元住民や関係機関からの意見、要望を聞くために 2 か月ごとに運営推進会議を行ったということで、こちらは利用者のご家族や町内会のかた、あるいは保健福祉課というところで一緒に会議が行われております。

3 番目の職員研修ですけれども、介護サービスの質を高めるために職員研修を複数回行ったということで、こちらは昨年もことしもそうですけれども、4 月を中心に複数回行っております。

職員の募集につきましてですけれども、事業開始当初 11 名ということだったんですけれども、2 人退職したということで、そのあと 1 名採用しまして、現在 10 名という状況になっております。

3 番目の利用登録者数について、3 月末現在の状況です。

登録実績としまして、こちらの区分がそれぞれ要支援 1 から要介護 5 までのそれぞれの区分で、合計で登録実績としましては 10 人ということで、当初見込んでいた指定管理料とかの積算の際に見込んでいた人数が 20 名ですので、10 名の減というふうになってございます。

それで、一番下に参考ということで、令和 4 年の 5 月末現在の利用人数ということで、3 月末と比較して同じ 10 人なんですけれども、介護度のところを比較していただくと要支援 2 と要介護 1 が 1 人ずつ減っていて、要介護 2 と要介護 5 が 1 人ずつ増えているということで、人数は変わらないんですけれども、これによりまして介護報酬の増が見込まれますので、単純にここの比較だけで約 25 万円ほど月額収入が改善されるというような見込みになります。

続きまして、2 ページ目をお開きいただきたいと思います。

令和 3 年度の収支状況です。

合計のみ説明させていただきます。

当初見込みというのがこれは指定管理料の額を積算したもとなる数字です。

収入の計が 3,907 万円に対しまして、支出の計が 4,706 万 6,000 円ということで、こちらの差額の 799 万 6,000 円が指定管理料ということで、当初支出されております。

それで決算状況ですけれども、収入の計が 1,390 万 9,552 円で、支出の計が 2,407 万 5,617 円ということで、実際の収支につきましては、1,016 万 6,065 円のマイナスということで、こちらの右の欄の差し引きの三角の 217 万 65 円、こちらにつきましては指定管理料が不足したということで、ここの部分につきましては、6 月の定例会で予算補正をして補ってんさせていただくことにしておりますので、よろしく願いいたします。

この利用者の収入の減の要因としましては、先ほど 1 ページ目でご説明しましたとおり、利用者の数が当初見込んでいた人数より年度末で 10 名少ないということで、開業当初には

4 人とか 6 人という時期が半年ぐらいありましたので、実際に年間の平均をするとだいたい 7 名強というようなことで、大幅に利用の人数が少なかったということで、指定管理料の不足が生じたということになります。

その下に 4 年度の収支の試算表ということで、記載しております。

こちらにつきましては、単純な試算になっていまして、光銭先生に確認しまして、支出のほうはそれほど 3 年度と変わらないんじゃないかということで、支出の額はそのまま 3 年度の決算の額を使っております。あと収入のほうでいまの 10 名利用というところの令和 4 年の 3 月の収入の分を単純に 12 か月分として試算しておりますので、5 月の先ほど言った増えるという要素ではなくて、その前の段階の数字で試算したものがこの数字になります。当初のこちらの指定管理料のもとになる数字ということで、4,103 万 4,000 円の収入に対して、支出が 4,837 万円ということで、今年度予定していた額が 733 万 6,000 円ということで、指定管理料のほうを 4 月にお支払いしているところです。

それに対しまして試算としましては、収入の合計が 1,706 万 1,694 円で、試算の支出につきましては先ほど言いました 2,407 万 5,617 円ということで、収支の見込みが 647 万 3,923 円ということで、こちらにつきましては収支で 86 万 2,077 円が残るのではないかと思います。こちら単純な収支の試算ということで、ご理解いただければと思います。

先ほど言いましたとおり、令和 3 年度分の収支の不足分につきましては、今後このあと定例会のほうで補正させていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

以上、説明のほうを終わります。よろしく願いいたします。

平野委員長 当初見込みよりも現状だいぶ少ないという収支の報告でございます。

きょう現在で、聞いておきたいことございますか。

1 点だけ、利用されるかたが足りない。それとオープンされる時に心配したのが介護職員の不足、ここには当時 11 名のうち 2 名が退職して 1 名採用したということは、1 名の減で済んでいますよって言いますけれども、そもそもの職員数っていうのは足りているのか。

それに伴って、最初の 5 人とかそういう登録数であれば当然職員数が足りないっていうことはないんでしょうけれども、今後、募集、登録されるかたが増え、利用者が増えた時に現在の職員で賄っていただけるのか。

それと、登録されているかたが少なかった、なかなか増え伸び悩んでいる要因とかを把握しているのであればそこも教えてほしいんですけれども。

吉田（宏）課長。

吉田（宏）保健福祉課長 まず職員数につきましては、その日の利用者 3 人に対して 1 人以上、プラス居宅のサービスをする職員 1 人ということで、例えばいま 1 日 10 人利用したとして、3 人に 1 人なので、職員が 4 人まず必要だということと、居宅の訪問用の職員が 1 人ということで、最低 5 人はいなきゃならないっていうその日の状況です。ただ、実際には 10 名利用されている日っていうのは、本当に週に 1 回しかなくて、例えば 8 人だとか 6 人だとかってなれば、その日は少なくともいいんですけれども、実際には同じような人数を配置しているということで伺っています。

それで、いま状況としては日勤だけの場合はいいんですけれども、宿泊者がいた場合につきましては、その分夜勤をして、次の日明けってということで休みになるんですけれども、その場合には結構ギリギリな状況になるってということで、できればもう 1 人職員がいれば

いいってということで、光銭先生のほうではお話はされておりましたが、いまの人数でも対応は可能だということでは伺っております。

それと登録人数の少ない要因につきましては、こちらも光銭先生ともお話したんですけれども、やはりこの施設のサービスということについて、住民がなかなか理解されていないという部分が多いのではないかとということが考えられるということによっておまして、それで実際になかなか施設の見学とかもこのコロナ禍の中で、なかなか難しいってところではあるんですけれども、先日光銭先生ともお話した中では、平日の利用者のいる時はなかなか難しいんですけれども、土日だとか施設の見学の希望があれば対応しますということでしたので、今後そういう対応をして住民のかたが施設のこと自体を理解していただけるというようなこともしていくとともに、今後町としましてもこのサービスについて改めて、広報等で周知していきたいなというふうに思っております。以上です。

平野委員長 要は、例えばいま吉田（宏）課長が言ったように、この「さくら」が開業しましたよという頃から、私の地域の高齢者はさっぱりなんのこっちゃってという話が事実なんです。いま言われた職員もいまの人数であれば賄っていきける、ただ宿泊者がもし増えれば厳しいかもって。それを返すと、結局いま以上逆に増やせないって状況なんですよ、利用者を、登録定員を。日々の通所もいまは10人の例で言いましたけれども、これが定員が15ですから、例えば15人フルに来た場合にはプラス職員がさらに2人は常駐しなきゃならないってことになりますよね。それには、現状対応できないってことでいいんでしょうか。

吉田（宏）課長。

吉田（宏）保健福祉課長 いま常時だいたい7名程度職員のかたがいらっしゃるということなんですけれども、やはり宿泊の場合に例えば人数が何人かいたとしても1人以上宿直と言いますか現場にいて仕事をされるかたがいればいいということにはなっていますので、その部分は対応は大丈夫なんですけれども、要は利用者がやはり増えた場合には、いまの人数で宿泊が少ない場合は余裕があるような体制ではあるけれども、宿泊があった場合にはいまのままですと15人は一応基準をクリアしている人数でいまの職員数ではあるんですけれども、これ以上利用者が多くなると状況とすれば厳しいかなというようなことでは伺っております。

平野委員長 そこを踏まえると結局難しいところは、利用者の増を例えば推進、広報で告知しますと言ったものの、増えて来られると対応が厳しいってというのが事実で、当然指定管理料を支払いして収支が良ければ町にとってはありがたいことなんですけれども、じゃあ地域の高齢者にどのようにさくらを周知するのかっていうと、例えば地域で町内会だったりご近所さんだったりそういう人とコミュニケーションをとる中で、そういう話題ってあまり出なくて、そういう話題がよく出るのが例えば見回りだったりヘルパーさんだったり、社協におられる職員さんとの交流が結構多い高齢者が多いんですけれども、じゃあ社協のかたが「さくら」を一生懸命紹介するのかって言ったらそんなこともなくて。なので、町としてもどのようにこれからせつかくできたばかりの良い施設を今後絶対必要な施設であるんだけど、出だしのやはり数字がさみしいなっていうのか、もうちょっと伸ばしたいんだけど、その伸ばし方についてはどういう勧めがいいのかも難しいし、逆に一気に増えちゃえば対応もできないし、じゃあ我々はどういう対応をすればいいのか

なっているのが課題だとなっているのと思うんです。その辺はどのような答えをいま言ってくさいって言っても難しいところだと思うんですけれども。

吉田委員。

吉田委員 いま委員長の質問の中で、私もちょっと知っている人がお世話になった事例なんですけれども、トイレを数日間改修するのに使えないと、高齢者をかかえていると、そういうかた。風呂も改修されたかた、そういう数日間やはり自宅の使えないと。そういうので使いますよという事例で入っているんですよ。ただ、これにはやはり支援、要介護の認定が必要なので、そういうことを先ほど委員長から言ったように、わからない人が結構いるんですよ。そういう自宅の事情でやはり高齢者に、これ高齢者に言ってもなかなか行きたがらない。介護する人達にいかに周知するか、これがやはり一番大事なことだと思うんです。そこら辺いま委員長言ったように、人数を増やすいま職員がいない。これは大変な話なのでどうなのかなと思うけれども、まず介護をする人達にいかに周知するかを前提にやはり勧めていったほうがいいのかなとは思いますが、以上です。

平野委員長 だから先ほど言うように、そこで介護されているかたっていうのは、町の別に所属している職員のかたとかが多いので、その人達が紹介するのかって言ったらするわけじゃないですし、難しいところですね。

新井田委員。

新井田委員 いま説明を受けた中で、いま委員長、同僚委員の言ったことに全くそのとおりだと思います。やはり説明を聞いてもこの数字に対するなんか執着っていうか、営業面に対しての執着っていうか、その辺がちょっと感じられない。儲ければいいっていうことではないんだろうけれども、だけれどもしかしながらやはり例えばここに記載されている、2 か月に運営推進会議を行ったとか記載はされています。もちろん書面開催も含むっていうことになっているだけけれども、この辺の中で具体的にどういうことが例えば利用者に対してこうだとかああだとか、告知に対してどうだとかああだとかっていう内容自体がなんか的を射ていない会議になっているんじゃないかなって個人的に思います。

もう一つは、やはりこの数字の作り方って先ほど私聞き間違えたかもしれないけれども、この4年度の収支試算の中で、先ほど吉田（宏）課長が間違えたらごめんなさい。

「単純な試算」っていうような表現だったんじゃないかと思うんです。申し訳ないけれども、単純な試算って言った覚えがないって言ったら、ごめんなさい。そうでなければ単純な試算とかっていう表現っていうのは、全くナンセンスな話ですよ、我々からすると。

やはりいま冒頭言ったように、運営状態あるいは試算状態を見ても当初の計画に対して言葉悪いけれども、やはり赤字なわけですよ。だから、それをじゃあどうやって挽回していくんだといま委員長も言ったように、利用される体制。やはり商品とすれば、お客さんが来てくれないとどうもならないわけですよ。利益が生まれないわけですよ。とにかく使ってもらうんだと。そのための受け口はどういうふうになればいいんだ、もう料金だとかも全て決まっているわけですから。あとはもう来ていただく人方のやはりどうやって行政、あるいは光銭さんが取り組んでいくんだっていうことだと思うんですよ。この辺の具体的な案がないと結果的には、やはりこのくらいですよって言ったって、数字はどうにでもなりますよ、案だから。だけれども、実際に来年またこういう席があるのかどうかかわからないけれども、また同じような言葉が出るんじゃないかとちょっと心配しています。だ

から、やはりなあなあじゃなくて言葉は悪いんだけど、月 2 回ごとに運営会議をされているっていうのは理解しています。きっと大いに議論をされているんでしょう。だから、何が不足なのかっていう部分がいまいちもうちょっと行政含めた中で、汗水というか脂汗垂らしてもいいですよ。その辺をやはり強く言いたいですよね。これ登録者数について、当初はこのくらいでいけるんだってそういう意気込みがもうまさに半分ですよ、半分。

どんな企業だって目標に対して半分なんてあり得ない。これが例えば 8 掛けだとか 9 掛けだとかって言うならわかるよ。もうこれ半分なんていうのはナンセンスだって。これ何の事業なんだっていうことを我々はやはり言われますよ、会社にいたら。だからその辺はもう少し、皆さんからいろんな良い意見が出ました。そういう部分を大いに参考にさせていただいて、やはり大いなる改善にもしてもらいたいとそんなふうに思いますので、これは希望ですので、参考にできる部分は参考にさせていただいて、そんなふうに思っています。

平野委員長 きょうもいくつか意見出ましたけれども、本会議で 200 万もの補正で出てくるわけですから、その時にまたやはり意見だったり改善点があれば、皆さんから声を発したほうがいいのかなと思いますので、あとは本会議の中でということで、締めたいと思います。

以上をもちまして、保健福祉課の調査を終えたいと思います。

お疲れ様でした。

このあと休憩を挟み、その他となります総務課の防災啓発動画を観覧したいと思いますので、準備を進めていただきたいと思います。

暫時、休憩をいたします。

休憩 午前 11 時 15 分

再開 午後 12 時 09 分

4. その他

<総務課>

◆木古内町防災啓発動画について

5. 意見書

- No.1 日本政府に核兵器禁止条約の参加・調印・批准を求める意見書
- No.2 地方財政の充実・強化に関する意見書
- No.3 国民の祝日「海の日」の 7 月 20 日への固定化を求める意見書
- No.4 沖縄を「捨て石」にしない安全保障政策を求める意見書
- No.5 適格請求書等保存方式(インボイス制度)の導入中止を求める意見書
- No.6 森林・林業・木材産業によるグリーン成長に向けた施策の充実・強化を求める意見書
- No.7 水田活用の直接支払交付金の見直しの中止を求める意見書
- No.8 北海道農業の基幹作物てん菜の生産を守ることを求める意見書
- No.9 2022 年度北海道最低賃金改正等に関する意見書

**No.10 義務教育費国庫負担制度堅持・負担率 1/2 への復元、「30 人以下学級」など教育
予算確保・拡充と就学保障の実現に向けた意見書**

No.11 食料安全保障の強化を図る新たな国の予算確保と国民への理解醸成を図る意見書

No.12 中国共産党による臓器収奪を非難し、人権状況の改善を求める意見書

平野委員長 それでは、休憩を解き、会議を再開いたします。

休憩中に話された意見書については、協議の結果、5 件の意見書を採択いたします。

提出者については、いまそれぞれ立候補ありましたので、賛成者については議席ナンバーのローテーションにより全員一致の採択ですので、配置していきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

6. 閉会中の所管事務調査について

7. 所管事務調査報告書について

平野委員長 続いて、同じく 6 番・7 番については休憩中の中、協議していきたいと思っておりますので、暫時、休憩をいたします。

休憩 午後 12 時 10 分

再開 午後 12 時 45 分

平野委員長 それでは、休憩を解き、会議を再開いたします。

その他まで出された資料については、全て終わりましたけれども、皆さんのほうから何かございますか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

平野委員長 なければ、12 時 45 分までかかってしまいました。長時間にわたりお疲れ様でした。これもちまして、第 1 回の総務・経済常任委員会を締めたいと思っております。

お疲れ様でした。

説明員：羽沢副町長、田畑まちづくり未来課長、中村主査、吉田（宏）保健福祉課長
西村主査、後藤主査、阿部町民課長、幅崎総務課長、工藤主査

傍 聴：松臺祐吉

報 道：(函新) 佐藤支局員

総務・経済常任委員会

委員長 平 野 武 志